

第 2 8 期東京都青少年問題協議会
第 1 回総会

平成 2 0 年 1 2 月 2 4 日 (水)

都庁第一本庁舎 4 2 階 特別会議室 A

午前 10 時 00 分開会

藤井参事 お待たせいたしました。おはようございます。定刻となりましたので、ただいまから総会を開催させていただきます。私、当協議会の事務局を担当しております青少年・治安対策本部青少年対策担当参事の藤井でございます。よろしくお願いいたします。

皆様方には、大変お忙しい中、第 28 期青少年問題協議会の委員をお引き受けいただき、また、ご多用中、総会にご出席を賜りましてまことにありがとうございます。

現在、出席いただいております委員の方は 30 名で、東京都青少年問題協議会条例第 7 条に定める総会の開会に必要な定足数に達しておりますことをまずご報告いたします。

本日、第 1 回総会ということで、副会長を選出いただくまでの間、大変僭越でございますが、事務局で進行させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、お手元に本日の資料などを配布してございますので、ご確認をお願いしたいと思います。

1 点目、委員にご就任いただきます委嘱状を机の上に置かせていただいております。2 点目、本日の会議資料でございますが、次第のほか資料が 4 点ございます。資料 1 が「第 28 期東京都青少年問題協議会委員名簿」と「同幹事名簿」でございます。資料 2 は当協議会の関連規程でございます。資料 3 は諮問文でございます。資料 4 でございますが、「第 28 期東京都青少年問題協議会の運営について(案)」でございます。おそろいでございましょうか。

それでは、資料 1 の第 28 期東京都青少年問題協議会委員名簿により委員の皆様方をご紹介申し上げたいと思います。

本日、知事の代理として谷川副知事にご出席いただいております。

名簿に沿いまして、都議会議員の委員の方からご紹介いたします。

村上英子委員でございます。

遠藤衛委員でございます。

花輪ともふみ委員でございます。

松下玲子委員でございます。

古館和憲委員でございます。伊藤興一委員はご欠席でございます。

続きまして、区長会並びに市長会の委員をご紹介いたします。

山崎孝明委員、星野信夫委員は公務のためご欠席でございます。

次に、学識経験者の委員をご紹介いたします。

内山絢子委員でございます。

大葉ナナコ委員でございます。

加藤諦三委員でございます。

木村忠正委員でございます。

後藤啓二委員でございます。

新谷珠恵委員でございます。

鈴木茂克委員でございます。

住田佳子委員でございます。

徳本広孝委員でございます。

野田聖子委員でございます。

前田雅英委員でございます。

安川雅史委員でございます。

吉川誠司委員でございます。

近藤彰郎委員は、本日も欠席でございます。

次に、関係行政庁の委員をご紹介します。

秋田明生委員でございます。

笠原和男委員でございます。本日、代理で松橋統括保護観察官にご出席いただいております。

水野谷幸夫委員でございます。本日は代理で渡邊統括捜査官にご出席いただいております。

樋口昇委員でございます。

木塚欽也委員はご欠席でございます。

最後に、東京都の委員をご紹介します。

吉川和夫委員でございます。本日は代理で高崎計画調整担当副参事にご出席いただいております。

志賀敏和委員でございます。

秋山俊行委員でございます。本日は代理で小笠原私学部長にご出席いただいております。

安藤立美委員でございます。本日、代理で松井総務部長にご出席いただいております。

佐藤広委員でございます。本日、代理で小田雇用就業部長にご出席いただいております。

大原正行委員でございます。本日、代理で皆川地域教育支援部長にご出席いただいております。

ります。

白石明委員でございます。本日、代理で露木少年育成課長にご出席いただいております。

久我英一委員でございます。

以上をもちまして、委員のご紹介を終わらせていただきます。

なお、本日は関係局及び関係庁の幹事も出席しております。2枚目に幹事名簿がございます。ご参照いただければと思います。

それでは、副会長の選任についてお諮りいたします。

副会長につきましては、資料2にございます東京都青少年問題協議会条例第4条第3項の規定によりまして、委員の互選となっておりますので、委員の皆様からのご推薦をお願いいたします。いかがでございましょうか。

では、大葉委員、お願いいたします。

大葉委員 昨年、一昨年と委員をさせていただきまして、大変リーダーシップをおとりました加藤諦三先生をご推薦申し上げます。加藤先生は、青少年問題の見識も深く、大変私たちも学ばせていただきましたので、今年度以降の2年間もお力をご介添えいただければと思いますのでご推薦いたします。

藤井参事 ありがとうございます。ただいま大葉委員から加藤委員を副会長へというご推薦がございました。ご異議がなければ、加藤委員に副会長をお願いしたいと思いますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤井参事 ありがとうございます。皆様のご賛同をいただきましたので、第28期東京都青少年問題協議会の副会長を加藤委員をお願いすることと決定させていただきます。

加藤副会長にこの後の議事進行をお願いいたしますので、恐れ入りますが、副会長の席にお移りいただければと思います。

加藤副会長、よろしくお願いいたします。

(加藤委員、副会長席へ移動)

加藤副会長 ただいまご推薦いただきましたけれども、私のような者が大変難しい、またかつ重要な副会長の任に適しているかどうかわかりませんが、皆様方のご協力をお願いいたしまして、精いっぱいやらせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

挨拶といっても、挨拶すべきほどの見識もありませんけれども、インターネットのことですので、難しいといつて、こんな難しいことはあるのだろうと思うぐらい、良いと言え

ば良いし、悪いと言えば悪いし、どう対策を立てるかといっても大変難しい対策になるうかと思えます。

ただ、難しい対策だからといって対策を立てないでいるわけにもいかないということで、皆様のお力をお願いしながら務めさせていただきたいというふうに思います。

それでは、次第の4の諮問について入らせていただくというので、よろしいでしょうか。

藤井参事 はい。

加藤副会長 石原知事から諮問文をいただくことになっておりますが、それに先立ちまして諮問内容について、事務局に朗読をお願いできますでしょうか。

藤井参事 それでは、資料3の諮問文を読み上げさせていただきます。

諮 問

20青総青第756号

東京都青少年問題協議会

会長 石原 慎太郎 殿

次代の社会を担うべき青少年が、良好な環境の中で健やかに成長していくことは、都民すべての願いであります。

ところが、近年、様々なメディアを通して青少年には好ましくない有害情報が氾濫し、青少年の関心を惹き、容易に手に入る状況にあるなど、青少年を取り巻く環境は、ますます悪化しています。

中でも、携帯電話を介したインターネット上の有害情報を巡り、青少年が犯罪やトラブルに巻き込まれるだけでなく、誹謗中傷やいじめ等により他人を深く傷つける事態も頻発しています。日常生活のあらゆる局面に既に入り込んでいるインターネットを青少年が安全に安心して利用できるよう、一刻も早く環境整備や注意喚起に取り組むべき状況にあります。

また、小・中学生の閲覧に供する図書類における露骨な性表現、グラビア等における少女の下着姿等の扇情的な描写、コミック誌等における子どもの性的な姿態の描写等が蔓延していることも憂慮すべき社会問題となっております。

これら焦眉の課題に対処するため、取り組むべき対策並びに「東京都青少年の健全な育成に関する条例」の在り方及び改正についても検討し、速やかに所要の結論を得る必

要があります。

よって、下記事項について諮問します。

平成 20 年 12 月 24 日

東京都知事 石原 慎太郎

記

メディア社会が広がる中での青少年の健全育成について

以上でございます。

それでは、知事の代理として谷川副知事から加藤副会長に諮問文をお渡しいたします。

(諮問文手交)

加藤副会長 ただいま、谷川副知事から東京都青少年問題協議会に対して諮問文をいただきました。後ほど、各委員から諮問事項に関してご意見等をお伺いしたいと思いますけれども、もちろん、これは先ほど申し上げたように解決が大変難しい。難しいという表現で簡単に済ませられないほど難しいと思うんですが、社会の関心も高く、かつ解決しないではいけないというようなことですので、協議会としてはきちんと受け止めて取り組みたいと思います。

それでは、谷川副知事からご挨拶をいただきたいと思います。

谷川副知事 谷川でございます。

年末のお忙しい中、出席いただきまして誠にありがとうございます。知事がちょっと予定がございまして会長が出席しておりませんので、代わりに挨拶を申し上げたいと思います。

今副会長のほうから言われましたように青少年問題というのは非常に大きな問題で、なおかつ難しい問題であるというふうに考えております。ここ近年、様々な問題が発生しております。また、インターネット、携帯電話等によるいじめで、5月のころ、私が新聞を読んでいてつい涙ぐんだんですけれども、中学生だったか女の子が自殺したと。こういう中で、東京都といたしまして、これをこのままの状態で放っておくわけにはいかないというふうに強く感じております。

都庁といたしましては、様々な子どもに関係する局を集めまして子ども・若者問題対策会議というのを設置しまして、横の連携をとりながら、これは警視庁の方にも入っていただいて、横の連携で問題を深く、幅広く見ていかないと解決できないというふうに強く感

じているわけでございます。

そういう中でこの総会で様々な議論をしていただいて、特にニート・ひきこもり、そういう子どもたちが増えている、しかも就職氷河期に就職できないでそのままフリーターになっている人たち、あるいはニートになっている、年齢的に大分年取った三十前後の人たちまで発生してきている。

こういう状況の中で日本は今後どのように発展していくのかと考えたときに、東京都は今オリンピックの招致を一生懸命やっていますけれども、これは青少年の健全育成ということ大きな一つの目標にしているわけですが、それではなくて、日陰で困っている子ども、青少年も多々いる。こういう中で東京都としてもぜひ何らかの対策を講じて、これは一朝一夕に解決できない問題というのは重々承知しているわけですが、何とかとっかかりをつくって、子どもたちが健全に育成できる方策を講じていきたいし、また、そういう条例を改正しながら都民のために何とかしたいと、こう思っているわけでございます。

この前、IOCの会長であるジャック・ロゲさんから子どもたちを今3つのスクリーンから解放しなければならない、こういった発言があって、私、非常に印象に残っているのですが、1つはパソコン、1つは携帯電話、1つはテレビゲーム、こういうものから子どもたちを解放させて健全育成を図ろうじゃないかということが大事なことだと思っております。と同時に、先ほど申し上げましたように、そういうところから解放されて、健全に育つ素養を持った子どもたちはいいんですけれども、そうではなくて、既に聞くとところによると少年院の退院者の再犯率が増えている状況にある。社会全体で保護司さんとも組みながら、日陰になりつつある子どもたちに、そうじゃなくて日の当たるところにぜひ出てきてもらおうじゃないか、これは私たち大人の本当の責任だというふうに思っております。

大変難しい問題だと思っておりますけれども、先ほどの諮問文のとおり、ぜひ皆様方のお知恵を借りて、良い方策、良い政策を打ち立てていきたいと思っておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

本日はどうもありがとうございます。

加藤副会長 ありがとうございます。谷川副知事は、この後、公務の都合上、退席させていただきますこととなりますが、ご了承願ひしたいと思います。

谷川副知事、ありがとうございました。

(谷川副知事退席)

加藤副会長 きょうは総会ということで全委員の皆様にご出席いただいております。諮問事項の「メディア社会が広がる中での青少年の健全育成」について、これからどういう対応策をとっていくかということを検討したいと思いますが、それぞれのお立場で、それぞれのご意見があろうかと思えます。あるいは現場のご意見もあれば、大局的に見たご意見もあれば、いろいろなご意見があろうと思えます。それぞれのお立場から、この問題についてご意見をいただければと思えます。どなたからでも結構ですが。

非常に広い問いかけですので、なかなかご発言が難しいと思えますが、日ごろ皆様方が青少年とかかわる中でこの問題にいろいろ感じていらっしゃること、何でも結構です。

遠藤委員 遠藤でございます。

先ほど谷川副知事からの諮問の朗読がありまして、手元にありますけれども、後半に、小・中学生の閲覧に供する図書類という、その辺の問題が、私は30歳の後半のときにPTAの会長をやっていたんですけれども、そのころからこの問題は出ているんです。私、12月3日でちょうど70になりますけれども、37、8年前からこの問題が出ていて、青島知事の時、私がこの委員になったときにやはりこの問題が出ていたんですね。

またこの問題が出るということは、私たちがPTAをやっているこの問題をやっているとき障害になったのが、著作権とか営業権とかそういうものがネックでどうしても解決できなかった。販売機に黒い幕を張ったりして見えなくしたりするようなその場しのぎの対策をした経験があるんです。私は、どんなすばらしい答申をしようとか何をしようとか、その辺の根本的なことに踏み込んでいかないと、やはり絵にかいた餅と申しますか、それで終わっちゃうと思うんです。

できるならば、やはりこれは法改正ぐらいまで踏み込んでやる気概でいかないと、私はだめだと思えます。私もまたこの委員にならせていただきましたので、法律のことはよくわかりませんが、ぜひ皆さんでそのくらいのことで動かないと、真に子どもの健全な育成には供せないんじゃないか。きれいなこと、美辞麗句を並べたのでは問題の解決にならないということを強く思っていますので、大変僭越な話になりましたけれども、ぜひその辺まで今回踏み込んだ答申にできればというふうに感じました。

以上であります。

加藤副会長 ありがとうございます。今、遠藤委員が言われているのは、法改正まで踏み込んでこの問題に対処していきたいというご意見です。時代も新しい時代が変わりま

したので、そこら辺の視野も含めまして、ぜひ皆さんで議論していきたいと思いますが、そのほかにいかがでしょうか。

村上委員 おはようございます。村上でございます。

実は今年の7月に教育庁の指導部のほうで子どものインターネット、あるいは携帯電話の利用についてということで実態調査をしていただきました。これは都内公立高校の42校、小学校、中学校、高等学校、そして特別支援校を入れまして調査をしていただいたんですが、この調査の内容を見ますと、携帯電話を持っている子どもを対象ということなんですが、子どもだけではなくて保護者の皆さん、あるいは学校の先生方、こういった方にも実態調査をしていただきました。

私がこれを見たときに感じたのは、子どもの携帯電話やパソコン、インターネットに対する考え方と保護者の考え方、そしてまた学校の先生の考え方が少しずつずれがあるなど、ここがやはり一番大きな問題ではないか。

例えば、小さな子どもさんに携帯電話を持たせている親御さんに言わせますと、家庭の中でしっかりとルールをつくって子どもに携帯電話を与えている、これが保護者の方の考えなんですが、ではルールに沿ってしっかりと携帯電話を使用しているかといいますと、今度は子どもさんが、ルールはルールとしてルールが守りきれないというものが数字として挙がってきているんですね。

ルール一つをとっても、親御さんのアンケートの数値と子どもさんの回答の数値がやっぱり違うんですね。そしてまた携帯電話やインターネットを含めて学校の先生に伺いますと、喫緊の課題であるというようなお答えはくるんですが、では、それに対してどのように対処していくかということ、そこがやはりわからない。どういうふうに対処していいのかわからないというお答えがきて大変私は不安に感じました。

携帯にしてもインターネットにしてもどんどん奥が広いものですから、与えている者ももちろんわからない、あるいは教育現場でも先が見えない。こういった中で、携帯電話にしても、インターネットにしても、これからもっともっと広がりが増えていく。こんな中で与えている側がもう少し勉強していかないと今の時代には追いついていかないのだろうなど。

そしてまた、特に小学校4、5、6年生の携帯を持つ率が上がってきていますけれども、これは塾に通ったりなんかでお家に帰ってくる時間が夜間になるという親御さんの心配があって持たせているのだろうと思うんですが、携帯電話も今は大変機能がよくなってきて

います。居場所がわかるものが付いていたり、親御さんとの連絡のための携帯電話というだけの機能を持っている電話もあるわけですから、その辺を与える側がしっかりと整理をして与えていかなければいけない。

ですから、これは携帯にしてもインターネットにしても機械だけの問題ではなくて、使う側と与える側と社会全体の中でどんな形で取り組んでいくのかということで、先ほど加藤副会長がおっしゃったように大変幅の広い問題であり、そしてなおかつ奥の深い問題であり、先ほど谷川副知事がおっしゃいましたけれども、自殺にまでいってしまっているというような現実もあるということもしっかりと見逃さないで、皆さんとの協議の中で少しでも明るい光が見出せばいいなと思っておりますので、一生懸命頑張っていきます。どうぞよろしく願いいたします。

加藤副会長 ありがとうございます。大変重要なお指摘を村上委員からいただきました。そのほかにいかがでしょうか。

花輪委員 おはようございます。花輪でございます。

本当に簡単ではないなという加藤先生のおっしゃるとおりだというふうに思います。インターネットのほうも追いかけても追いかけても、あちら側が進化をしていってしまっ、規制をしてもしても追いつかないというような状況の中で、確かに規制というのも大事なのかなと思うんですが、やはり使う側の、ちょっと使い古された話ではメディアリテラシーという言葉がありますけれども、そういうものをいかに実効あるものにしていくのかなという、そこも大事なことだというふうに思います。

最近、携帯電話を学校に持ち込み禁止というようなことも少しはやり気味ですが、持ち込みを禁止しても、本当に持ち込んでいるのか持ち込んでいないのか、そんなことも子どもポケットに入ってしまうえば、毎日荷物検査をするなら別ですが、そうじゃなければわからないわけですし、例えば、授業中にメールの音が鳴って、子どもに聞いてみるとお母さんからのメールだったなんていう話も聞いたりとか、そういう意味で言うとそれは家庭の問題でもあると思いますし、親の問題でもあると思います。

また有害図書のことと言いますと、昔、エロ本という言葉が正しいのかどうかわかりませんが、そういう有害図書の自動販売機なんかもありましたけれども、結局あれも規制というよりは、地域の方々が有害図書を置いているお宅とか土地の持ち主とかお店とかに熱心に通って、そういう自動販売機はもうやめてくれというような活動の中で随分減っていったというような状況もあります。

例えば、有害図書も置いている本屋さんや地域の方々が熱心に通って、そういう本は置かないでくださいと本屋さんをお願いをして、本屋さんも置かなくなるとか、そういうようなことも、私も区議会議員のときに区議会のほうの青少年問題協議会とか、地域の青少年地区委員会などで、そういう活動を一緒にさせていただいたこともありますが、そういう地域の力というの、これは出していかなければいけないのかなというふうにも思います。

携帯電話を子どもに持たせる親の多くは、通学のときに子どもたちが心配だというようなことで持たせている親も多いと聞きます。それもその地域での見守りの目をもっともっと強くすることによって、その不安も取り除けるかもしれないと思うんです。なかなか難しいことなのだと思いますが、子どもの問題はインターネットとかの問題ばかりじゃなくていつもそうなんです、学校と家庭と地域、これが連携をしながらメディアリテラシーというか、氾濫する有害なものに対して、有害なものが目の前にあっても問題にならないような社会づくりをいかにしていくかということが一番大事なのかなと。その上でやむを得ない部分は規制というのものもあるのかもしれませんが、その以前の問題として、そちらの地域力とか、家庭力とか、学校力をいかにつけていくか、そこへの具体的な取組ですね、そういうものが必要かというふうに思います。

メディアリテラシーという言葉はよく聞くのですが、その具体策というのをどういうふうにつくっていくか、そこを、ぜひ深めた議論になっていければと思っています。

以上です。

加藤副会長 ありがとうございます。そのほか。

松下委員 私、先ほど谷川副知事から、パソコン、携帯、テレビゲームから子どもを解放し健全育成というお言葉のご紹介がありましたが、それを聞いたときに、私自身、今6カ月になる男の子の母親なんですけれども、青少年と乳幼児はもちろん異なりますが、パソコン、携帯、テレビゲームから親も解放しないといけないのかなというのを非常に強く感じています。子育て中の若いお母さんなどが子どもと向き合わずに携帯電話にばかり向き合っている姿などもやはり街中で多く見かけますし、そうした状況が子どもに与える影響というのは非常に大きいのではないかなというふうにも感じています。もちろんパソコンや携帯電話というのは、機能として、またツールとして非常に有効なものだとは思いますが、子育てという大切な場面でそのようなパソコンや携帯電話にばかり向き合ってしまうと、子どもは一体どうなってしまうのかということ非常に危惧しておりますの

で、先ほどのご紹介あったお言葉の中から、親も解放しないとイケないのではないかなと
いうことを思った次第でございます。

非常に難しい課題ではあると思うんですけども、携帯電話というのも私たちに広く普
及してからまだ10年ちょっとしか経っていない中で、様々なプロフですとか、学校裏サイ
トという私などまた見たこともないようなものが子どもの世界で広がっているということ
に大変危惧はするんですが、実態がどうなっているのかも含めて、しっかりと実態を見な
がら皆さんと一緒に対策を考えていきたいというふうに思っております。

感想ですが、一言お話しさせていただきました。

加藤副会長 ありがとうございます。ほかにどなたか。

伺っていますと、今の社会の在り方の根本にまで遡って、皆様の意見がそこまで遡って
考えないとイケないと。メディアが社会を変えて、変えた社会をどうまた変えなきゃいけ
ないかというような、冒頭から非常にこの問題は難しいということを示唆するようなご意
見が多いんですが、そのほかどなたでも。

古館委員 私、できれば、協議会の運営についてというところで少し質問なりという形
で考えていたものですから、マイクを持ったのでちょっとお話しさせていただきますが、
私は、どういうふうにしたら子どもにとっていいのかなということについて、はっきり言
ってここでこうですというようなことを今持ち合わせていないんですね。むしろ、そうい
う話というのは、十分に議論がされた中で腑に落ちるといふか、そういう結果が出されれ
ばいいなというふうに思っている一人でありまして、そういう中で発言する機会も持たせ
ていただければと思っています。

協議会の運営についてはこれからあると思いますので、そのとき、ちょっとまたお話し
させていただきたいと思います。

加藤副会長 どうでしょうか。

それでは、今様々なご意見をいただきましたが、協議会の運営のほうについて入ってよ
ろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

加藤副会長 それでは、協議会の運営について、事務局のほうからちょっとご説明願え
ますでしょうか。

藤井参事 それでは、今後の協議会の運営についてご説明させていただきます。資料4
をご覧くださいければと思います。「第28期東京都青少年問題協議会の運営について(案)」

の資料でございます。

初めに、専門部会の設置についてでございます。

諮問事項を審議するために、当協議会の中に専門部会を設置したいというふうに考えております。

委員の構成は、資料1の委員名簿の学識経験者の委員14人とし、必要に応じて東京都青少年問題協議会条例第6条の規定に基づき専門委員を委嘱いたします。

また、専門部会の審議を円滑に進めるため、本日の総会において部会長の選任のほうをお願いしたいというふうに考えております。

次に、協議会の日程についてでございますが、来月以降、専門部会で委員や外部の学識経験者並びに関係業界などからの意見聴取を踏まえまして、インターネットによる有害情報及び被害防止、青少年を対象とした図書類の在り方などについてご議論いただくとともに、起草委員会において検討課題を取りまとめの上、来年11月を目途に答申をいただければというふうに考えております。

なお、12月以降は今回の積み残し、若しくは新たな青少年問題や課題について諮問をしたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

加藤副会長 どうもありがとうございました。ただいま、専門部会の設置についてと協議会の日程について事務局からご説明がありましたが、何かこの審議日程等についてご意見等がありましたら。

古館委員 意見というよりも、ちょっと質問がありまして、今回のこの日程で最初にいただいた案でいいますと、21年の12月の総会ということで、また後期諮問があつて、今もちょっとお話が出ていましたが、22年11月の総会で後期の答申と、これも一緒に最初の案の中で配られたんです。それで私は今回のこの総会というか、20年、今日始まった総会なんですけれども、中間のまとめみたいなものはないのかなというのが1つと、それからその際にもう一回中間のまとめて総会のようなものを開く機会というのは、この中ではあるのかなのかというのが1つです。

それから、部会に入らない人の意見はどういうふうに反映されるのかなということについて、ちょっとその辺がはっきりしないものですから、ちょっと質問させていただいたということですが。

藤井参事 事務局のほうで回答させていただきます。

専門部会以外の、委員の方による総会のような形で開くものにつきましては、この日程の中の21年9月に拡大専門部会の開催というのをごさいます、この拡大専門部会はこのメンバーで、要するに会長を除いた全員ということになりますので、このメンバーで開かせていただくので、ここが中間案といいますか、部会で検討した途中経過を諮らせていただいて、ここでもう一度意見をいただく機会というふうに考えております。

今、古館委員からご質問があった、途中で部会に入っていない方というところにつきましては、日程上は今こうなっておりますので、もし何かお気づきの点とかで事務局のほうにご連絡いただいて、個別に途中経過ですとか、ご意見を賜るといことは可能ですし、場合によっては、その辺の日程も含めてその中でご意見をいただければ、日程については検討させていただきます。今の段階の日程案としては、そのような形で9月に一度中間報告というふうに考えているところでございます。

古館委員 結局9月の段階の拡大専門部会というところが、全体がまた集まって議論するところですよということですね。

藤井参事 はい、そうです。

古館委員 わかりました。そういう形で確認されれば、私はいいかなと思っております。以上です。

加藤副会長 どうもありがとうございました。よろしいですか。

古館委員 いいです。

加藤副会長 では、中間報告というのは、中間報告として出さないけれども、拡大専門部会がそれに代わるというふうに理解してよろしいのでしょうか。

藤井参事 はい。

加藤副会長 ありがとうございます。審議日程について、何かご意見がそのほかに古館委員以外にありますでしょうか。

(「ありません」の声あり)

加藤副会長 ありがとうございます。それでは、協議会の運営については、この案のとおりさせていただきたいと思っております。

それでは、専門部会長の選任についてお諮りしたいと思っておりますが、委員の皆様からご推薦をお願いしたいと存じますが、今回いろいろご負担がかかるかと思うんですが、もし私から推薦させていただきたいと思うんですけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

加藤副会長 ありがとうございます。それでは、首都大学東京の前田委員にお願いしたいと思います。専門部会の審議の過程では、行政としてどう対処すべきかという検討が必要になるかと思うんですが、法学のみならず、行政の分野に関しても高いご見識をお持ちになり、また、首都大学のほうで都市教養学部長の任にも当たっておられまして、この専門部会については適任だというふうに思っておりますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

加藤副会長 ありがとうございます。それでは、大変ご苦勞をおかけしますが、前田委員、よろしく願いいたします。

前田委員、一言ご挨拶をお願いいたします。

前田委員 それでは、お引き受けさせていただきたいと思います。

私でお役に立つ限りのことをさせていただきたいと思うんですが、今ちょっと話に出ましたけれども、大学がガタガタしていますので、前半ちょっとだけご迷惑をかけるかもしれませんが、必ずお役に立てるように最大限の努力をしたいと思います。

インターネットと青少年の問題は、長年東京都と国でいろいろな会に参加させていただいておりますので、その議論も踏まえて、副会長がおっしゃったように非常に難しい問題だと思います。ただ、国の動きとかいろいろ見ていますと、明らかに潮目が変わってきていまして、東京都が一番最初にフィルタリングなんかも言い出して、それで国が動いたんですね。じわじわとした動きなのですが、やはり世の中変わってきていると思います。

この一つ前に有害図書についてもやらせていただいたのですが、そのときよりはまたもう一步前に行けるのではないかということで、ぜひ具体的な案をつくれるように部会としては努力してまいりたいと思っております。

以上でございます。

加藤副会長 ありがとうございます。最初に遠藤委員の力強いご発言もありまして、前田委員が今申されましたように、確かにフィルタリングの問題については、ここから出て国が動いたということもあります。今回の問題はそのような、難しいけれども、皆さんの知恵と情熱で、今前田委員が申されましたように、無理をすることはよくないんですけれども、できれば具体的な何か案が議論の過程で出ればよいかなというふうに思っております。

運営の仕方は今ご了解いただいたような形でしたいと思いますが、きょうは総会ですので、まず、専門部会の方向性その他についてもご意見がいろいろあるうと思います。こう

いう形で議論しろとか、そういう大局的な意見でもいいですし、こういう事実を無視するなというご意見でもいいですし、どなたか総会の席できちんと発言しておきたいということがございましたら、ぜひ発言をお願いしたいと思います。

吉川委員 吉川と申します。先日、子どもに今非常に人気のあるモバゲータウンというゲームサイトのサイバーパトロールの様子を見学に行ってきたんです。そこで意外だったのは、サイバーパトロールでイメージするのは、子どもに扮した大人が子どもをたぶらかそうとするところから守ったり、あるいは違法な情報、有害な情報から守ることがメインなのかなと思っていたんですが、実際のところは、子どもたちが自分たちのメールアドレスだとか電話番号を何とかしてゲームサイトで知り合った知らない人に教えようとして、あの手この手で自分の情報を伝えようとしている。それを見つけては消すというふうな作業をやっているんですね。

例えば、自分の日記にそのまま書くと、すぐにワード検索などでヒットしてしまいますので、ばれないようにメモ用紙に手書きで書いて、それを携帯のカメラで撮って、その画像をアップしたりですとか、あるいは自分のメールアドレスや電話番号をしゃべって、その音声をアップするだとか、実に様々な方法を使って何とか自分の連絡先を教え、そしてそこから個別に連絡を取り合って会おうとしているんですね。

ですから、子どもの保護ということを考えたときに、どうしても悪い人から子どもを守るというふうな発想になりがちなんですけれども、子ども自身がルールを守って危険に自ら足を踏み込んでいくという現実をまずしっかりと見据えて、そこに対して効果のある対応というものを考えていかないといけないのかなと思いました。

加藤副会長 ありがとうございます。新しいいろいろな現実、そういう現実が多々あるうかと思えます。確かに地方で小学校の先生方に会うと、小学校の低学年のほうでそういうようないろんなことが起き出して、先生方は手に負えないという話を伺いますけれども、いろいろそういう現実があるうかと思えますけれども、現実を踏まえた上での議論を専門部会でするようにということですが、そのほかにどなたか。

大葉委員 大葉と申します。

昨年ですと、大学生、高校生、中学生、小学生、保育園児を育てていたのですが、今年は大学生と専門学校生になりまして、今、小学生2人を育てております。誕生学というプログラムを普及するために全国の小学校を回っておりまして、実際に現場でインターネットと携帯電話から子どもを守るということでどのような活動をしているかという場面を見

る機会が増えてまいりました。この議論を行うこの1年間、2年間の間にもできることからどんどんやっていったほうがいいというふうに思っております。

例えば、渋谷区の中幡小学校という小学校では、校医の先生が小児科医の先生なんですね。学校保健委員会というPTAのほうから予算が出る、子どもの健康を保つという保健委員会があって、外部講師を呼んで保護者の方に皆さんに聞いていただくという機会があります。そこでノーメディアデーの普及ということをしている小学校が実際にありまして、週に1度はテレビも携帯もパソコンも開かないということで、親のほうもメディアを見ない日というのをつくって、保護者の意識改革に努めている好例を見たことがあります。

今回の委員会の皆様にはPTAの方もいらっしゃいますし、この小学校で今後4月からの学校保健委員会は禁煙教育をすとか、薬物に手を出さないようにすとかいろいろな方向性があるんですが、このインターネットから子どもを守る、携帯から子どもを守るというのは保護者の意識改革が必ず必要になってきますので、できれば早いほうがよいということで、4月から反映できるところには反映させていくために、年明けからすぐこの委員会でもいろいろなことも決まっていければ、1年後からでなければ、またたくさん子どもたちが被害に遭ってしまうということを防げるのではないかとこのように思っています。

今回のこの委員会では、小学校というのは現状論しか浮き彫りにはできないというふうに、毎日先生方と接して拝見しておりますので、対策論のほうをどんどん打ち出していき、特に対策論では、業者の携帯電話とかのメーカーの方々にも働きかけができていけるのではないかとこのように思っております。

日本の青少年は世界一携帯電話を使っているということを国際会議で海外に出ましても実感しております。和田中学校の校長先生をされていた藤原先生のあるシンポジウムに参加したときのご報告でも、一日平均2時間日本の中学生は携帯電話をいじっていて勉強時間が非常に損なわれている。学力低下にもつながっているということと、平均で200通のメールをその2時間の中にやりとりをするという報告を聞いたことがあります。実際自分の子どもたちも9時以降は携帯を預かるというふうに家庭でルールを決めているんですが、本当に短い間にたくさんのメールをやりとりします。

今までの2年間の若者の青少年の非社会化をどのように食い止めていこうかという、この27期の協議会でも、結局は2者関係の未成熟ということで、親と子の関係や、子どもが学校生活という社会に入ったときにも2者関係という、対人関係というコミュニケーション

ンスキルが低下しているということも問題であろうという結論も1つ出ましたので、2者関係が画面の上だけにしないようにということで、学校のほうにも企業のほうにも早く打ち出せることができなければというふうに思いました。

意見です。

加藤副会長 次々といろんな現実、ありがとうございます。確かにある小学生が携帯を取り上げたとき、心臓を取り上げられるようなものだと言って抵抗した話を聞きましたけれども、そういうような現実の中で、今、大葉委員が言われましたように、できるだけ有効な対策を多くの人の合意を得ながら考えていくという難しい作業に取り組んでいきたいというふうに思いますが、そのほか、それぞれのお立場でどのようなことでもいいですか。

後藤委員 ストップ子ども買春の会の顧問弁護士をしております後藤と申します。

この諮問の中にもございますように、小中学生の閲覧に供する図書類における露骨な性表現とか、グラビア等における少女の下着姿の扇情的な描写、あるいはコミック誌などにおける子どもの性的な姿態の描写等が蔓延しているというように記載されておりますように、これまではどちらかという、そういう露骨な性表現を有害な情報として、それからそれにさらされる子どもをどう守るかという観点から捉えられてきたと思うんですけども、そこに書いてございますように、児童ポルノというようなものも大変蔓延しております、それにさらされる子どもも大変な悪影響を受けるわけです。

まずは大変な性的な虐待が加えられておまして、それがまたインターネットで蔓延することによりまして顔がさらされているということで、その被写体とされた児童は一生脅えながら自分の顔がインターネットにさらされて、これが全世界に流されているという思いにとらわれて、一生自分は幸せになれないんだとか、そういう大変な思いをしている子どもがたくさんいるということで、そういう露骨な性表現を見せられている子どもをどう守るかという観点のみならず、まさに自分が直接的な被害者になっている子どもがたくさんいるという現状を踏まえて、こちらのほうがまさに緊急の課題だというふうに言えますので、その問題について、できるだけ取り組んでいければなというふうに考えているところでございます。

以上です。

加藤副会長 ありがとうございます。確かに何のリスクもなしに相手を傷つけるというのが今初めて出ました。相手を傷つけるというのは、今までだと、何らかのリスクを加害

者側は負っていたのですけれども、加害者が完全に顔を隠したまま被害を与えるという、したがって、今、委員が言われたように人間の悪を、気づいていない悪を誘発し始めているという、すごく深刻な時代でもあるかと思うのですけれども。はい、どうぞ。

新谷委員 サイバードリームをはじめとする、こういった諸問題は、私たち親としても喫緊の課題で悩んでおります。犯罪、生活リズムの影響、心、体の影響、実体験が減る、様々に広く影響する問題であり、背景、現状、対策、様々な考えを合わせてもまだ足りない状況です。またエビデンスとなる研究データがない、そういった現実もありますので、ぜひ皆様方、先生方のお力を借りてお願いしたいと思います。

この問題は、現状だけではなく、子どもたちの生涯にわたる精神的影響を心配しております。ひいては将来の人材育成ということも考えまして、また文化も変容していく、社会全体が大きく変わっていくのではないかと危惧しております。

ですから、行政、また私たち民間、いろんなところで役割分担をして全部のところで対策を打っていかないと変えられない。社会の枠組みを変えることから社会に有効な人的・物的システムを入れる。そして最終的には子ども本人の力をつける。こういった危機回避能力、危機管理能力、いろんな力をつけていくことが最終的に必要なのかなと思います。

もう一つ気になったことがインターネットの問題、パソコンの問題と携帯の問題は少し分けて考えなくてはいけないのかなと思います。というのは、ICTの活用というのは文科省はじめ東京都、教育委員会、国際的に力を入れていかななくてはならない。OECDの調査によりますれば、15歳児対象としたICTの活用能力を調べてみると、例えばインターネットで情報を取得する能力は、日本の平均は22.3%ですが、先進国のOECDの平均は52.3%、それからワープロソフト使用、日本は14.6%ですが、OECD平均では45.5%、世界の子どもたちはそういったものを活用してどんどん能力を広げ、世界を広げている。日本の子どもたちはたくさんたくさんインターネットを使っているのに違うほうに引き込まれてしまっている。技術先進国日本としても、この問題を考え合わせながら、子どもたちに力をつけ、社会に有効なほうにしていく、そういった視野も必要なのかなと思っております。

ぜひ先生方のお力をお借りしまして、子どもたちの健全育成に、また能力伸長、社会の構築に向けて一緒に力を尽くしてまいりたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

加藤副会長 ありがとうございます。委員の方々、次々重要なご指摘で、確かに我々大

人から見ると、ゲームを一生懸命やっているからパソコンのほうもできるかと思うと、調査してみると全く逆で、一生懸命やっているほうがそっちの能力がないという結果が出ますよね。いろんな調査をすると、「えっ」というような調査結果も出ると思いますので、そういう具体的な事実を踏まえながら、難しいですけれども、対策をみんなして知恵を出す以外ないというふうに思います。その他それぞれのお立場でいかがでしょうか。

鈴木委員 私は今現役の中学校のPTA会長をしております。そういった携帯関係の問題というのは見えない部分で、数字で挙がる以上の状況で蔓延しているのは事実です。これに関しても、いろんな形で私も保護者として、また学校としてもいろんな対策をとっております。がしかし、それで済まない状態、例えば、多分どこの学校でもセーフティ教室という形で、例えばドコモやいろんな業者を入れて携帯の勉強もします。正直言って子どもたちのほうが先に行っているんです。裏サイトや裏チャンネル等いろんな問題も、我々親が気がついたときには、既にもう子どもたちは次のサイトをつくっているわけなんです。

そういった現状がある中で、例えば、今、小学生に売ってはいけないような有害ソフトがありますね。あれを売っているお店があるわけです。それを我々親は知らないんです。ただ、子どもたちの間ではその情報がすごく流れるんです。小学生がお金をもっていけば、そのソフトが買える状態、我々が気がつくのが遅いと言えは遅いんですが、それも学校も気がつかない、誰も気がつかないという状況で、現実の姿というのはそういったところにあるんです。

ですから、そういったことも含めて、この協議会でいろんなこと、現場の力というのはある程度無理が見えているのも事実です。そういったことを上のほうから、プログラムやいろんなものをつくっていただいて下ろしていただくことが、少しでも有効なことにつながっていくのではないかなと思いますので、よろしく願いしたいなと思っております。

加藤副会長 よろしく願いしたいというより、お力を発揮してください。

確かに聞いてみると、先生なんかにわかるようなあほないじめ方していないよという言い方をしますよね。本当にいじめるのは、聞いてみると本当にわからないような形でいじめる。いじめられた子が、あの子が悪いといっているとは全く違った子が本当はいじめている。いじめた子に聞いてみると、1年かがりでいじめるから先生なんか簡単にだませるよというような、とにかく恐ろしいことがどこまで広がっているかは別として、一部か、ある範囲までかは別として、かなり深刻な部分はある。例外的なことなのか、一般的なのを含めて、きちんとした議論をして有効な対策をというふうに考えております。

そのほかにいかがでしょうか。

住田委員 私は保護司の立場から一言申し上げたいと思います。

保護司の立場から見ますと、子どもたちも犯罪を起こしてしまった子どもたちを見ていくわけですが、非常にこの問題は大きいと思います。ただ、いつも言われることは、子どもたちの問題というのは大人の問題なんですね。ですから、今回の諮問に対しても、厳しく大人に対してこうあるべきであるというものを突きつけないといけないのではないかというふうに実感しております。

もう少し大人がきちんと勉強し、現実を見なくてはいけない時代だと思います。地域に向かって私たちがきちんと発信していかななくてはいけないというふうに感じておりますので、その辺の問題を取り上げていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

加藤副会長 ありがとうございます。保護司の方々、PTAの方々、親の立場、政治家としての立場、いろんな立場からいろんなご議論があるかと思っておりますけれども、専門部会の議論は、もちろん、そういったすべての立場のご意見、あるいは業者の方も呼んで業者の立場の方のご意見も伺わなければならないし、いろいろなご意見を伺いながら、なるべく大きな合意を得られるような有効な対策を立てていきたいというふうに思います。

そのほかどうでしょうか。専門部会でこういう点は見逃すなよ、こういう視点が抜けてはいけないよというようなことがありましたら。

吉川委員 最初の段階でひとつ整理しておいたほうがいいかなと思うのが、今、委員の各意見を聞いていても、いろんなキーワードが出てきたんですけれども、例えば、先ほど「犯罪」というキーワードがありましたし、「有害ソフト」、「有害情報」、「児童ポルノ」、「いじめ」、これは全部類型としては異なるものだと思うんです。

まずは、どういった問題があるのかということの種類別に分けて、現状それに対して民間の事業団体や、あるいは行政がどういう対策を既にとっているのか、それから関係法令としてはどういうのがあるのかということをも整理して、そこに欠けているところが何かというのをまず可視化して、それに対して条例で何とか手当すべきではないかという議論にしたほうがいいかと思うんです。どうも現状だと論点が散逸してしまって、恐らくこの専門部会は何回かあるとはいえ、最初にある程度方向性を決めていったほうが議論がスムーズに進むのではないかなと思います。

ヒントとして、私が先日ある地方検察庁に行ったときにお話ししたときにお見せしたのが、例えば、違法有害情報の種類と対策を見た場合に大きく4つあると思うんですけれど

も、1つが権利侵害情報と呼んでいるものです。個人のプライバシー侵害ですとか、誹謗中傷とか、こういったものですね。これはいじめに比較的密接にかかわってきます。それから社会法益を侵害する情報としては、わいせつな画像ですとか、児童ポルノ画像ですとか薬物の広告、こういったものがあります。それから違法でも有害でもないのだけれども、青少年には好ましくない情報というのがありますよね。暴力的な映像だとか、グロテスクな情報だとか。もう一つは公序良俗に反するというものですね。殺人請け負いますよ、ですとか、犯罪行為を誘発したりするような情報ですかね。

例えば、違法情報と有害情報という部分では、私が今いるインターネットホットラインセンターが利用者から通報を受けつけて警察に通報したり、情報の削除をしたりということを既に対策としてはとっているんですね。しかも、関係法令も既に児童ポルノ禁止法だとか、出会い系サイト規制法だとかいろいろあります。権利侵害情報についても、プロバイダ責任制限法で、一定の要件を満たせばプロバイダがその情報を削除したり、書き込んだ人の情報を開示するという制度が用意されていたりします。

私の個人的な見解では、今何もないのが青少年にとって好ましくない情報の部分かなという印象を持っていて、ここは何とかプロバイダが自主的なガイドラインなどの中で健全化を図っていくようなところですかね。ただ、それについては、あくまで自主的対応となると、中にはそういった自主的対応に関心を示せないような無責任なプロバイダもあって、いくら業界が力を合わせてガイドラインみたいなものをつくっても、アウトサイダー的なところがある限り、そこで有害情報が垂れ流しになってしまって子どもに触れてしまうと。

ですから、場合によっては、その部分を子どもに対して見せてはいけないものとして条例で規制していく必要もあるのではないかと議論も出てくるのではないかなと思うんです。そういったことを、まず最初の段階で考えていただいたらいいかなと思います。

加藤副会長 ありがとうございます。今までのことをきちんと整理して、それは本当に基本的なことでしょうね。そこをやっていかないと議論してもあれですから。ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。木村先生、インターネットの専門家として何か。

木村委員 私は社会科学というか、社会学部系の立場から、これまでインターネットの普及、携帯電話の普及というものを調べてまいりました。

私自身、どちらかといえば、大学生、あるいはそれ以上の全体のポピュレーションを対

象に調査をしてきたので、この協議会に参加させていくことを通じて、次の社会を担う子どもたちというものがどういう状況にあって、それをどういうふうに育成というか、成長してもらえるかということを実際に考える機会にさせていただければというふうに思っております。

その中で、私自身はそういう意味ではついポピュレーションベースで考えるところがございまして、いろんな情報に触れても、例えば大学生でいろいろ細かく調査をして、聴き取りとかをやっていると、彼らは彼らでほとんど99%の子たちはうまく自分で処理ができる。ただ、青少年の調査をすると、例えば5%ぐらいの子は何らかの形で嫌な思いをすることはある。1割ぐらいの子も軽微な、例えばスパムみたいなものを受けたりする。逆に言えば9割の子たちは、ある意味ではいろんなことを自分で判断しながらやっていける子たちである。その部分は、先ほどありましたが、例えば、パソコンベースのインターネット、より高度な情報処理能力をもって 私も今ここでパソコンを広げておりますが、私にとってはパソコンは自分の脳の一部のようになっていて、これがないとそれこそ脳なしの状態になってしまうようなところがございます。

これからグローバル化が進展して、21世紀の半ばから後半にかけては、いわゆるデジタル・ネイティブズと言われるような人たち、つまり私たちはデジタル・イミгранト、あるいは日本の場合にはイミгранトすらしていない、旧大陸に残ったままの方々がたくさんいるような状況です。デジタルの新しい世界というものがどういう秩序を持つことになっていくのかということは、私たちが考えながら、でも、その子たちを見守りながら育てることが必要であります。その意味で9割の子たちを健全により育てていくという観点と、他方、今ご指摘がありましたように、一部の方々がある意味では反社会的・反秩序的な行動をとる。とりわけ、私が調査しておりますと、他の社会に比べると、今の日本社会は対人信頼感が非常に低くなっている。

例えば、「ほかの人が善良で親切であるというふうに思うか」というのに対して、フィンランドの大学生の方は4分の3は「そうだと思う」と。韓国の学生さんは5割が「そうだと思う」と。ところが日本の学生さんは3割しかそうは思わない。「自分は人を信頼する」と7割ぐらいの子は答えるのですけれども、一般的に人が善良で親切だと思えなくなっている。あとは社会的スキルというので、他人とトラブルが起きたときにちゃんと調整することができる、トラブルが起きたときに解決ができますかというのも、これも日本の学生さんは、やはり2割、3割ぐらいの子しか「できる」とは答えない。私の場合、これは韓

国、フィンランドと比較をしているわけなんですけれども、半分、あるいはフィンランドの学生さんで、やはり7割ぐらいの学生さんは解決が「できる」ということを言っていて、やはり非常に人権を軽視する風潮というか、人としての尊厳ということを日本社会がどこかでちょっと失いつつあることは間違いない気がして、被害に遭う子が5%か6%、7%になっていくということは絶対避けなければいけない。

そこで4%、3%というふうに下げていくために、今、吉川委員のほうからご指摘があったように、類型を分けて、そののところにしっかり対策を打っていく。ただ、あまりに予防的処置をし過ぎて9割の部分を伸ばす芽をつんでしまったら、これは元も子もなくなるので、その部分は私自身参加させていただきながら学ばせていただいて、少しでもお役に立てればと思っております。

まだ勉強不足なのですが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

加藤副会長 どうもありがとうございます。日本の国民の在り方みたいなのが、確かに信頼関係というのは、フィンランドとか北欧に比べると少ないですよ。隣人が親切にもらえるか。そこら辺はちょっと忘れましたが、大国になるとだんだん悪くなっていく、経済的成長と逆比例しているようなところがありますよね。

そういうことで、木村先生が今言われたように、健全に発達して健全に情報処理能力を持っている人と、そうでない人の対策をどう講じていくか。そっちをつぶしてはならないというようなことで、最初に申し上げましたように、本当にこれは難しい議論になるかと思ひます。何回も言ひますけれども、避けて通れないので、なるべくいい議論を前田委員を中心にしてまとめていきたいというふうに思ひますが、そのほかに。

内山委員、何か。

内山委員 私は今木村委員が言われた少数派のほうの有害環境への影響というのを主に見てきまして、ほとんどの子は有害環境と多く言われているものから、その中で適切な判断力をもって適切に判断しているんだけれども、一部ものすごく影響を受けちゃう子どもがいる。そういう子の特性、そういう子をどうやって有害情報から守るかということについても、少数派であっても考えなきゃいけないなというふうには思ひます。

今回この諮問を読んでいてとても気になったことが1点だけあります。というのは、わりと最近なんですけれども、食物の中に、例えばパンかなんかの中に針が入っていたというような犯罪がありましたけれども、同じような描写があるコミックの中に出てくるんです。やはりそういうものも事実を細かいところから集めていって、どういう影響を受けて

いるのかということについてきちんと整理した形で論議をしてみたいなというふうに感じております。

とりあえずは以上です。

加藤副会長 ありがとうございます。そのほか何か。

それでは、いろいろな立場からいろいろなご意見をいただきました。ありがとうございました。

前田委員、何か先ほどのご挨拶以外に。

前田委員 いや、もう……。

加藤副会長 そうですか。

それでは、今各委員からご発言がありましたように、重要であるけれども、いろいろな視点から見ると大変難しいということですが、鋭意この問題について、この協議会としては努力したいというふうに思います。

それでは、これをもちまして、第 28 期東京都青少年問題協議会第 1 回総会を閉会させていただきます。

委員、幹事の皆様、ご協力ありがとうございました。

午前 11 時 15 分閉会